

第22回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成30年8月1日（水） 午前10時～午前12時

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

井原真吾委員、栗原春江委員、下井康史委員、鈴木秀樹委員、谷本隆行委員
中村直人委員、平川正巳委員、本澤陽一委員、村野文美委員、横田明美委員

(2) 事務局

大野総務部長、金森政策法務課長、小柳同課市政情報室長、渡邊同課主査、
石川同課主任主事、君島同課主任主事

4 議 題：

議 事

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について（千葉市個人情報保護条例の一部改正）】

報 告

(1) 平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

5 議題の概要：

議 事

(1) 会長及び副会長の選任

会長に本澤委員、副会長に下井委員が選任された。

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について（千葉市個人情報保護条例の一部改正）】

事務局からの説明を受けて審議し、要配慮個人情報の定義等に係る規定の改正及び電子計算機処理の制限に係る規定の改正について、答申することとした。

報 告

(1) 平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から、平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、報告があった。

6 会議経過：

(小柳市政情報室長) 委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがと

うございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、政策法務課市政情報室長の小柳と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内しておりますとおり、公開の会議として開催させていただきます。傍聴人の方がお一人いらっしゃいます。傍聴人の方は、傍聴要領に従って、傍聴をお願い申し上げます。

さて、本日は、4月1日付で委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。これから2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、委員の皆様及び事務局の職員を紹介させていただきます。

(委員紹介)

(小柳市政情報室長) 次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

(小柳市政情報室長) なお、総務局長の山田は、本日、所用のため欠席させていただいております。ご了承ください。

ここで、総務部長の大野より一言ご挨拶申し上げます。

(大野総務部長) 皆様、おはようございます。総務部長の大野でございます。本日は大変お忙しい中、また、お暑い中、情報公開・個人情報保護審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。本来であれば、総務局長の山田がご挨拶申し上げるべきところでございますが、本日、所用により欠席させていただいておりますので、代わりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

さて、昨年の5月30日から個人情報保護法や行政機関個人情報保護法が改正され、早1年以上が経過したところでございます。この改正では、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の取扱いの規定、さらに個人情報を活用するための非識別加工情報制度の導入等が行われたところでございますが、自治体におきましても、法改正の趣旨に即した対応が求められているところでございます。

また、EUの一般データ保護規則が本年5月25日から施行されるなど、海外におきましても個人情報保護を取り巻く情勢が目まぐるしく変化しているところでございます。このような中で、本市における個人情報保護制度につきましても、今後より一層的確な制度運用を行っていくことが求められておりますので、委員の皆様方にはご指導、ご助力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、議事としてご審議いただく案件は、ただいまお話しした法改正にも関連しますが、個人情報保護条例の一部改正に係る諮問についてでございます。また、平成29年度の情報公開・個人情報保護の運用状況につきまして、事務局からご報告いたします。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(小柳市政情報室長) この後、議事に入りますが、会長、副会長の選任までの間、総務部長の大野が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(仮議長) それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

まず、定足数ですが、本日は全ての委員の皆様がご出席いただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

議事（１） 会長及び副会長の選任

（仮議長） それでは、「議事（１）会長及び副会長の選任」でございます。

審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の皆様の互選で会長及び副会長を選出させていただいておりますが、いかがでしょうか。

（井原委員） 弁護士であるとともにシステム監査技術者でもいらっしゃる本澤委員に会長を、個人情報保護に造詣が深く前期から委員を務められていらっしゃる下井委員に副会長をお願いするのがよろしいかと存じます。

（大野総務部長） 本澤委員に会長を、下井委員に副会長をというご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（異議なし）

（大野総務部長） ありがとうございます。ご異議がないようですので、本澤委員に会長を、下井委員に副会長をお願いしたいと存じます。それでは、席のご移動をお願いいたします。

会長、副会長から順次、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

（本澤会長） 先ほどご推薦いただきまして、会長に拝命いたしました本澤です。よろしくお願いいたします。

（下井副会長） 同じく下井です。よろしくお願いいたします。

（仮議長） ありがとうございます。それでは、これからの議事は、本澤会長にお願いいたします。

（本澤会長） 初めてやらせていただく立場ですが、委員の皆様のお力添えで何とかやっていければと思っております。この二、三年で考えても、個人情報保護法が改正されたり、マイナンバーが実際に使われ始めたり、技術的な話でも、IoTなどが話題になったり、ネットワークが繋がっているのが当たり前のような話になってきております。そういったところは、この審議会のテーマにも関わってくるところでもあるかもしれませんので、きちんと取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議事（２） 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

（本澤会長） お手元の会議資料に従いまして、「議事（２）千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について】」を議題といたします。では、事務局から説明をお願いします。

（小柳市政情報室長） 本日の諮問事項は個人情報保護条例の改正に関するものですが、資料1を使ってご説明をさせていただきます。

資料1は諮問書の写しです。資料1-1は、これまでの経緯等を記載したものです。委員の皆様

様には、事前に法体系や定義について大体ご説明いたしましたので、できるだけ簡単に説明させていただきます。

では、資料1-1をごらんください。平成27年9月に個人情報保護法が改正され、その改正内容を踏まえて、行政機関個人情報保護法が一部改正されました。その主な内容が三つあります。「(1) 個人情報の定義の明確化」ということで、個人識別符号というものが新しく個人情報保護法と行政機関個人情報保護法に規定されたということです。これは、この情報単体で個人情報にするということを決めたものです。

次に「(2) 要配慮個人情報の取扱い」ということで、慎重な取扱いが必要な個人情報が新たに「要配慮個人情報」と定義されて、行政機関個人情報保護法では、公表している個人情報の目録の中で、どのファイルに要配慮個人情報が含まれているかを記載するものとされました。要配慮個人情報というのは、人種、信条など、資料1-2の右上の欄に記載しているものです。

最後に「(3) 非識別加工情報制度の導入」ということで、行政機関が保有する個人情報、パーソナルデータの利活用を図るための非識別加工情報制度が導入されたということです。これは、要するにビッグデータの時代になったので、新たな産業の創出や活力を経済社会に役立てるために、行政機関が保有する個人情報のデータベースを個人が識別される部分を除いて活用していこうというルールを決めたということになります。

この動きを受け、平成29年5月19日に総務省から各地方公共団体に対して、法律の一部改正を踏まえ、条例の見直しなどを行ってくださいというような内容の通知が出されました。主な内容は、資料記載のとおり、法律の改正に合わせて条例を改正することが適当であるということです。また、多くの地方公共団体の条例で規定しているオンライン結合については制限の見直しを行うなど、各地方公共団体で適切に判断すべきであるとされています。

この通知は、参考資料3ページ目から始まり、4ページ目から条例を見直してくださいという記載があります。ここで、先ほど申し上げた個人識別符号や要配慮個人情報の話が出て、非識別加工情報の記載は6ページの3にあります。

続いて10ページの「5 オンライン結合制限」というところで、オンライン結合、通信回線を通じて電子計算機の結合による個人情報の提供について、多くの地方公共団体の各条例で制限されているけれど、ITの活用などの効率化が図られていることなどを考えて、時代に合わせて規制を緩和してくださいという内容が書いてあります。

この通知を受けて、昨年の審議会では、個人情報保護条例の一部改正について諮問して答申を受け、個人情報定義の明確化を図るという条例改正は諮問で示された案でよい、要配慮個人情報と非識別加工情報については引き続き検討していくということになりました。

そのため、昨年度は個人情報の定義の明確化のみ条例改正を行ったところです。今年度は、要配慮個人情報の取扱いについてご審議いただいて、条例改正をしようと考えているところです。以上がこれまでの経緯です。

資料1-2をご覧ください。「要配慮個人情報の定義等について」ということで、先ほども申し上げましたとおり、要配慮個人情報が法律で規定され、行政機関個人情報保護法では、どのファイルにそのような情報が含まれているのかということ個人情報の目録に記載して公表するということになりました。

条例においても要配慮個人情報に定義することにして、個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報の有無を明記し、公表することとするとしたいと考えております。資料裏面に個人情報取扱事務の目録を記載しております。改正後は、この目録に要配慮個人情報の欄というのを新たに設けるということになります。理由としては、取扱いに配慮をすべき個人情報を条例上明らかにして、そのような情報が市のいかなる事務において使用されているかを公表することで、市の個人情報の取扱いに対する市民の安心や信頼の確保を図るところになります。市民からすると、自分に関する個人情報の利用実態をより明確に認識できるということになるわけです。

要配慮個人情報の内容については、右側の3に、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などが書いてあります。(1)から(6)までは法律で書かれていますが、(7)から(10)までは政令で記載しています。この形に本市もならい、改正後の条文も、条例で書くのは人種から犯罪により害を被った事実までで、「その他千葉市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」というところで、その他のものは市規則に記載することになります。これによって、市独自に必要な応じて機動的に要配慮個人情報の範囲を広げることができるようにしております。

4の「要配慮個人情報と個人情報保護条例が定める「センシティブ情報」との関係」ですが、実は、この点について考えるために条例改正を1年間延ばしたというところがあります。センシティブ情報というのは、条例第7条第3項に書かれているのですが、「思想、信条並びに宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」ということで、これに対しては本人同意があっても基本的に収集してはいけないという厳しい規定を設けております。「社会的差別の原因となる個人情報」というのは、今のところ、部落差別の情報や人種くらいかと考えています。これは本人同意があっても、原則収集禁止という厳しい制限に見合うだけのものということになります。

要配慮個人情報全てについて本人同意があっても収集禁止とすると、事務に支障が生じるので、そういった制限を要配慮個人情報全体までに広げるといったことは考えておりません。したがって、この図に書いてありますとおり、個人情報、要配慮個人情報、センシティブ情報という三重構造ということになります。

国全体の法体系の中で見てみると、要配慮個人情報の核となるようなセンシティブ情報というカテゴリーを設け、これを本人同意があっても原則取得禁止としているのは、地方公共団体だけです。法律にはそういった規定はありません。

なお、民間事業者に適用される個人情報保護法は、要配慮個人情報を定めて、かつ、それは原則本人同意が必要であると規定をしています。個人情報保護法というのは、行政機関の個人情報保護制度よりも制限が緩く、取得に特に制限をかけていないため、要配慮個人情報にこのような制限規定を設けているものです。ところが、行政機関個人情報保護法は、そもそも個人情報全体について、法の定める所掌事務の遂行に必要なものしか取得・保有してはいけないこととしており、さらに、地方公共団体の条例では、個人情報全体について取得は原則として本人からしなければならぬということを規定しているため、要配慮個人情報について本人同意が必要であるということまでは規定する必要はありません。このため、千葉市も国と同様に、事

務目録に要配慮個人情報の有無を記載して公表する規定にすることだけを考えています。

(本澤会長) ありがとうございます。ただいま事務局のほうから要配慮個人情報について説明がありました。これについて、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

(谷本委員) 具体的にどういう情報が要配慮個人情報になるかについて、私が一つ気になりましたのは、昨今取り上げられることの多いLGBT、性的指向に関する事項についてです。ここでは具体的に触れられていないですが、他の地方公共団体によっては具体的な対応をしているところもあると聞いております。特に、市の個人情報の取扱いに対する市民の安心・信頼の確保が理由にあるということであれば、千葉市でも、この問題について意識しているということをごどこかに残すことが必要ではないでしょうか。今回、具体的にこのような問題が取り上げられたということで、いい機会かと思っておりますので、何らかの対応をしたらいかかがかと考えます。

今後、条例の改正ということになると、議会でも取り上げられる中において、そのような質問が出てくることも考えられますので、何らかの検討を加えるのが妥当ではないのかなと思われませんが、いかがでしょうか。

(本澤会長) そうですね。要配慮個人情報の改正案で出ているこの各項目の中に当てはまるものというのがあるかということ、社会的差別に入れようと思えば入れられるけれど、性差、性別という言葉はないので、そこは考えたほうがよいところだと思います。事務局としては何かありますか。

(小柳市政情報室長) 要するに、LGBTとは性的指向ですよね。確かに、ヨーロッパでは、性生活や労働組合など色々な項目が配慮すべき個人情報に入っていますが、個人情報保護法には入っておらず、その理由はよく分かりません。

(下井副会長) おそらくこの法改正をしたときに、LGBTの問題はそれほど大きな社会問題になっていなかったのだと考えます。

(小柳市政情報室長) そうすると、規則で市独自で対象を広げることができますので、今のご意見を受けて、条例を制定して規則を定めるときに、性的指向を入れることも検討したいと思えます。

(横田委員) 今、ヨーロッパでは性的指向が入ったというお話がありましたが、そのヨーロッパの基準を日本が満たしているかどうかの十分性認定についての議論がございます。それに関連して、個人情報保護委員会から民間事業者、とりわけヨーロッパとの関連がある事業者に対しては、日本法にはなくて、ヨーロッパ法にはある性的指向であるとか労働組合の部分についてもセンシティブ性を配慮するよという、民間事業者に対するガイドラインが示されたところです。ただ、この件に関しては性的指向の問題なのか、性自認の問題なのか、あるいは、戸籍上の性の問題なのかという難しい問題が隠れておりますので、ここで議事録に残しておいていただいて、今、事務局が言っていたような形でご議論いただくのがよいのではないかと思います。

(小柳市政情報室長) 性的指向と書くだけではもしかしたら足りないということですね。

(横田委員) はい。性的指向や性自認との関係では、とりわけ小学校や中学校におけるLGBTの子どもたちの配慮等の問題はどうしても関わってくるので、それを要配慮個人情報、センシ

ティブ情報のどちらに位置付けるのか、非常に重要な問題があると思います。よってその辺を含めて、継続的にご審議いただいたほうがよいのではないかと思います。

完全に収集禁止となると、例えば、LGBTの子どもの配慮等をするときに問題が出てきてしまうので、どのように位置づけるのかも含めて考えないと、難しいのかなと思います。

(本澤会長) 規則の中に盛り込むというのは、どういう議論になるのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 再び審議会を開くというわけではないですが、今の方向性をいただいた上で、市長までに相談して、どういう形で入れるかというのを検討する形になると思います。

(下井副会長) 先ほど他の自治体のことに触れられましたが、それについて、何かお分かりですか。

(小柳市政情報室長) 他の自治体では、LGBTを入れるという方向性は今のところありません。

(谷本委員) 例えば、パートナー同士を実質的に夫婦とみなす対応をしている自治体が、積極的に要配慮個人情報であると認識した上で対応しているという場合もあるのではないかと考えました。具体的にこの個人情報という側面を取り上げている意味ではなかったもので、少し言い方がまずかったかと思います。それは申し訳ございません。

(下井副会長) EUの関係では、性別自体が個人情報として取扱いを別途考えろというようになっていて、それがあって初めて性的指向があるので、ここに性別がないのに、性的指向だけ入れるというのは、バランスを欠くように思います。もう一つは、いろいろな考え方がありますが、ここに何らかの形でLGBT、性的指向を入れると、それを要配慮個人情報だということを千葉市が認めることになりますよね。

(小柳市政情報室長) そうですね。センシティブ情報だとまでは言わないかもしれませんが、要配慮個人情報にはあたるということになります。

(下井副会長) この(1)から(10)までが配慮が必要だというのは、社会通念上明らかなわけですよ。しかし、現代においてはLGBTをめぐる様々な議論があって、そもそもそれを配慮する情報だと見ること自体が差別的かもしれないわけですよ。性別ということ自体を入れて、それは要配慮かどうかはともかくとして、人に明らかにしたくない人もいるということも入れて、その上で性的指向ならバランスも保てると思うのですが、性別がないのに、性的指向だけ入れるというのはバランスを欠くと思うので、私はやめたほうがよいのではないかと思います。

かつ、他の自治体でも性的指向を入れていないのであれば、千葉市が突出してしまいますよね。千葉市だけがLGBTを要配慮だと思っているというのは、それはそれでいかなものなのかなと思いますので、私はこのままにして、規則で定めるのもかなり慎重になったほうがよろしいのではないかと思います。

(小柳市政情報室長) 今、千葉市ではパートナーシップ制度を検討しています。それが出来てから、様子を見るような形でしょうか。

(下井副会長) そういう制度を作ったら、それを正面から認めるわけだから、要配慮にすること自体がおかしくはないでしょうか。この要配慮個人情報は、千葉市でいうところのセンシティブ情報とは違いますけど、今まで一般的に言われてきたセンシティブ情報ですよ。横田委員から労働組合関係の発言がありましたが、これはヨーロッパでは戦前から非常にセンシティブ

な情報であって、伝統が違いますので、そこは簡単に比べられません。性別の問題も、やはりそこははっきりとは分かりませんが少し違うのかもしれない。

いずれにせよこの段階で、繰り返しになりますが、性別を入れないで性的指向だけ入れるというのは、私はバランスを欠くのでやめたほうがいいのではないかと考えます。

(金森政策法務課長) パートナーシップ制度の話が出ましたが、LGBTにつきましては各自治体、様々な捉え方をしている部分がございますし、条例で定めることもありますし、要綱などで認証するという事実行だけを定めるようなこともございます。千葉市も、それについて議論中でございますし、どのようにして扱うか、要はパートナーシップをどのように認めるかといったことを考えている最中でございますので、そこについて、その議論と併せて考えていく必要があると思います。

千葉市がパートナーシップについてどのように考えるかということを含めて、そこまで要配慮者として考えるのか、場合によってはセンシティブ情報と考えるのか、そうではなくて、それは普通であるとしてしまうのかは、次回以降の審議会等でご報告、また、ご議論等いただければと考えております。

(下井副会長) 少なくともその制度ができていない状態で、こちらが勝手にやるわけにはいかないですよ。あと、先ほど規則のことをおっしゃいましたけれども、この規則を作るときは、当然、意見公募手続をやるのですよね。

(小柳市政情報室長) はい。

(横田委員) 裏面の目録ですが、これは宗教のところだけ小出しして、思想、信条と分けてあるのは、センシティブ情報だからですか。

(小柳市政情報室長) すみません、これはまだきちんと整理されていない段階で出してしまいました。

(横田委員) これは、要するに、センシティブ情報の取り扱いとしても、本条例の部分と今回、定める要配慮個人情報の欄をわかりやすく書いていただけるということによろしいでしょうか。

(小柳市政情報室長) 内容的にはそうなるのですが、ここはまだきちんと整理していないで書いております。申し訳ございません。

(下井副会長) これは何かモデルがあるのですか。

(渡邊主査) モデルは特にありません。

(下井副会長) 少年法と一言だけ書いても、何のことか普通はわからないかなと思いました。少年の保護事件、少年法事件ですよ。少年法に基づかない少年保護事件というのは、ないのでしょ。

(井原委員) 基本的にはないです。児童福祉法はどうでしょうか。

(下井副会長) それは少年保護事件にあたるのでしょうか。

(井原委員) 少年保護事件とは言わないですね。

(下井副会長) しかし、何か児童福祉法上の保護を受けたというのは、要配慮個人情報かもしれないですね。虐待を受けたとか、措置を受けたことがあるという情報であれば。

(横田委員) 虐待が犯罪被害ではないという考えになりますよね。

(下井副会長) 犯罪被害なのでしょうか。

- (横田委員) 類似性は高いと思いますが、それをここで入れるのかというのはまた別の問題ですね。
- (下井副会長) 親が逮捕されなくたって、保護されることはありますよね。それは規則で制定することに含まれてくるかもしれないですね。
- (横田委員) そうですね。
- (井原委員) DV被害者なども似たような話になるのですか。
- (横田委員) DVに傷害罪等が含まれている場合は犯罪事件に入ると考えます。
- (下井副会長) ストーカー被害はもう犯罪事件ですよ。では、漏れるとしたら児童福祉に関するものでしょうか。
- (横田委員) 児童福祉は国の方ではどうなっていましたでしょうか。
- (下井副会長) 規則はわかりませんが、入っていないと思います。だから、言い方としてはこれでいいけれども、千葉市規則で定める規律等については、例えば児童福祉法の被保護者などもあり得るので、なお一層検討を要するものとするとか、そういった答申にすることが考えられますね。犯罪ではないけれども、要配慮になりそうな被害のようなもの、とりあえず虐待が思いつきます。
- (横田委員) いじめ被害はどうでしょうか。私は、いじめは当然犯罪だと思っていますが、あれを犯罪認定しないのであれば、漏れてしまいます。ただ、これは安易に入れてしまうと、逆に学校現場で取り扱いが難しくなってしまいます。
- (下井副会長) 要配慮個人情報であれば、チェックするだけです。
- (横田委員) 本条例との関係では、今回の要配慮個人情報に入るけど、センシティブ情報に入らない情報については、チェックが入るだけでいいのですよね。
- (下井副会長) 「この規則で定めるものについては、なお一層検討を要す」くらいは入れてもいいのではないかと思います。
- (小柳市政情報室長) 入れるときは、その都度、審議会にかけてということでしょうか。
- (下井副会長) 手続を含めて、なお検討とするということでしょうか。
- (本澤会長) 個人的な疑問というか理解のためにお聞きしたいのですが、この資料1-2で、先ほどセンシティブ情報と要配慮個人情報と個人情報が三重、同心円の図を描いていただいているのですが、これは要配慮個人情報とセンシティブ情報というのは、包含関係という理解でいいのでしょうか。要配慮個人情報の中にセンシティブ情報が完全に入っている形で絵は描いていただいているのですが、ずれることというのはないのですか。
- (小柳市政情報室長) 要配慮ではないけれどセンシティブというのは、あり得ないと考えていますので、包含関係だと考えております。
- (下井副会長) 思想、信条、宗教、社会的差別の原因、だから、社会的差別の意味合いが時代とともに変わってきたら、ということはあると思いますよね。
- (小柳市政情報室長) ただ、その場合も要配慮のほうを広げないといけないと思います
- (本澤会長) 観念的にはこうだけれど、実際にはずれてくるかもしれないから、ずれたときは、むしろ要配慮個人情報の概念を変えるべきだということですね。
- (横田委員) あるいは、規則の中で、「その他社会的差別の原因となる事項」を入れておいて、

必ず包含関係になるという考え方もあります。

(下井副会長) それですと、チェックするのに困ってしまうのではないのでしょうか。

(横田委員) そうですね。基本的な考え方としては、これで差し支えないということによろしいのではないのでしょうか。

(本澤会長) では、ここまでのところで、ほかに何かご意見等ないようでしたら、一旦、この件については終了して、引き続き事務局のほうからお願いします。

(小柳市政情報室長) 資料1-3をご覧ください。条例第10条第2項の電子計算機処理の制限の規定の改正についてです。国等に対して電子計算機処理に係る個人情報をも目的外で提供する場合は、今まで審議会で諮問していましたが、諮問を不要として、事後報告にしたいと考えております。電子計算機処理というのは、単にワードで作成した文書に記載するようなものではなく、検索できるような状況にしてある電子名簿のようなものです。

理由としては、条例第8条第5号では、市から国等に目的外で個人情報を提供できる場合を、「事務の遂行に必要不可欠」であり、「やむを得ない理由があると認められるとき」と定めています。そして、条例第10条第2項は、この条例第8条第1項第5号の規定により国等に目的外で提供をしようとする個人情報がさらに「電子計算機処理」に係るものであるときは、あらかじめ審議会で諮問しなければならないと定めています。この規定は、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、提供先において不当に利用された場合に被害が甚大となるということに照らして、より慎重な取扱いをすることを目的としたものとなっています。

改善の必要性についてですが、審議会によるこのような事前審査は、今は過剰な保護規制ではないかと考えています。理由を申し上げますと、そもそも国等に提供される個人情報は、法令等に基づくなどの公益性の高い事務に利用されるものであり、また、前述のとおり、目的外に国等に提供できる場合も「事務に必要不可欠」などと厳しく制限されています。平成7年の条例制定当時は、そのような国等への提供であってもなお、国等において個人情報を保護する一般的な法律がなく取扱いルールが不明確であったので、事前に審議会で意見を聞くということにしていました。

その後、平成15年の法律の制定によって、国等における個人情報保護制度が創設されまして、利用目的以外の目的で利用・提供してはならないなどのルールがきちんと定められました。このことにより安全性が確保され、その後さらに10年以上が経過して制度が十分に定着した状況にあります。

したがって、現在では、国等に提供する個人情報が電子計算機処理に係るものであることをもって、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは言えなくなったと考えているものです。要するに、もはや事前審査がなければ、怖くて提供できないという状況ではなくなったと考えています。

なお、ほかの政令市や東京都にこういった規定を設けている自治体はありません。他団体に聞いたときに、国等へ提供するときに審議会で事前に聞くと言ったら驚かれてしまいました。

さらに、条例制定当時と異なり、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行

政運営の効率化が求められています。そのような中で、前述のとおり、そもそも条例第8条第1項第5号により個人情報を提供する場面は「事務の遂行に必要不可欠」などの状況にあると認められますので、このような場合においても、審議会へ諮問しなければ一切提供できないとなると、むしろ、国等の所掌事務の迅速・機動性が損なわれて公益が害されるというデメリットのほうが大きくなるのではないかと考えます。

以上から、この規定を改めて審議会の諮問を不要にしたいと考えていますが、その一方で、審議会が電子計算機処理に係る個人情報の国等への提供の状況を把握する必要性は認められるということで、審議会に対しては事後に報告することを考えています。この規定を全てなくしてしまっただろうかというご意見もあったのですが、市民の不安もあります。今まで事前に意見を聞いたという市の経緯もありますので、まずは報告するという段階を設けたいと考えているところです。

(本澤会長) ただいま個人情報保護条例第10条第2項の改正案についてご説明がありましたが、これについて、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(平川委員) IT化の流れですからこれでいいと私は思うのですが、審議会にいつまでに報告するというのが何も書いていません。速やかにやるのか、遅滞なくやるのか、要は1年以内にやるのかとか、それは定めなくてよろしいのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 考え方としましては、審議会は必ず年1回は開かれており、PIAなどがある場合は年に何回も開かれるので、次の審議会と考えています。したがって、最長では報告まで1年ぐらいかかるかもしれません。

(平川委員) 要するに、次の審議会に報告するということですね。

(小柳市政情報室長) そう考えています。この報告のために開催するということはせずに、次の審議会に報告ということを考えています。

(平川委員) というのであれば、そのように書いておいたほうがよいのではないのでしょうか。これだと、いつまでに報告するというようなことが何もありません。

(小柳市政情報室長) 条例で規定するとき、そういった趣旨のときは、このような規定ぶりになるのです。

(平川委員) そうですか。また、国等への提供の事例が出ていますが、非常に広範多岐で、セキュリティ等はきちんとしているのかなというような心配もあります。

(小柳市政情報室長) それも含めての審議会の報告ということで、審議会が見張り番になっていただくことで調整しているという形になります。

(平川委員) 速やかに報告すると規定にすることが難しければ、それでよろしいと思います。

(本澤会長) (2)の改正の必要性のウのところ、ルールができて、安全性が確保され、さらに10年以上経って制度が十分に定着したのもう大丈夫だというのが、必要性、相当性で言われていますが、これはこの文面どおりに受け取っていいものなのではないでしょうか。今、ご指摘があったように、提供先にもいろいろ問題がある中で、本当に大丈夫かというところが気になります。

(小柳市政情報室長) そもそも他の政令市等にはこのような規定はないのですが、そのことによって何か不都合が生じたとか、問題が生じたので新たにこういう規定を設けようという動き

も聞いておりません。そういう意味では、今までの他団体の運用などを考えると、この規定の改正で問題ないと考えます。

(下井副会長) 難しいところだと思いますが、審議会に事前に意見を聞いたからといって、セキュリティが確保されるわけではないですよ。ただ、危ないものや漏れたらまずいというものまで出ないように、心理的な抑制にはなるとは思います。この条例の制定時と今とは、個人情報保護の法律があるかないかという違いがあるのは確かなので、見直すきっかけにはなるとは思います。そう考えると、迅速性とかも必要性でしょうから、事後報告ぐらいがよいのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 現実として、審議会に報告するとなると、所管課も慎重になります。

(下井副会長) それはそうでしょうね。しかし、事前に審議会の意見を聞いて、それはだめだというの、なかなか現実には出しづらいと思います。そうすると、報告と大差はないですよ。現場に対する心理的なプレッシャーという意味では、一緒だと思います。また、報告の時期ですが、事後的に、例えば議会に報告するとか、審議会に報告するとか、これは他の条例にも似たようなのがありますよね。そういった中には時期を明確にする定めはあるのですか。

(小柳市政情報室長) 特にないです。例えば、議案で指定専決だとか、議会に報告しなければならないとき、大体、次の議会に報告するとしています。

(下井副会長) 規則で定めるところにより、というのもないわけですね。

(小柳市政情報室長) はい。

(下井副会長) 議会のほうは、必ず年に何回か、定期的に何回やるということは地方自治法に書いてあるからいいのですが、この審議会は必ず年1回やるということはどこかに書いているでしょうか。

(渡邊主査) 本日もご報告しますが、前年度の運用状況報告を必ずいたしますので、事実上、年1回は必ず開催します。

(下井副会長) 事実上の状況をもって、先ほどの質問に対する回答でよいでしょうか。審議会の開催は必要に応じて、というのは、どこかに記載がありますよね。

(小柳市政情報室長) 諮問に応じて審議するということとしています。

(下井副会長) そうすると、この報告の必要性と諮問と合わせてやるということにしておけば、仕組みとしてはそれほど欠陥があるわけではないと思います。

(本澤会長) この件について、他に何かございますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) それでは、一旦この件については終了し、引き続きご説明をお願いします

(小柳市政情報室長) 資料1-4になります。こちらは、オンライン結合の話になります。国の通知を踏まえ、時代に合った規制の緩和をしていこうと考えているところです。

個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合を「オンライン結合」というとありますが、これは常に相手と繋がって、相手方がいつでも市のサーバ内に入って情報を取得できるような状態なので、その都度行う電送等はありません。

オンライン結合を行うにあたって、一定の場合は、審議会への諮問を不要とし、審議会には事

後に報告するとなりました。事後報告にする場合は、①法令等に基づいて結合する場合、②他の実施機関又は狭義の国等と結合する場合で、ここで「狭義の国等」というのは、国等の中でも国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等となります。

この規定が置かれた当時の審議会の答申には、「通信回線を経由して結合の相手方等が市の保有する個人情報等を不当に利用、改ざんするなどにより個人の権利・利益が侵害されるおそれがあるため。」と書かれています。審議会の意見を聴いた上で慎重な判断を行うということとしたものです。ここで審議会の役割ですが、結合の必要性や市民サービスの向上にもなるというようなことの審議をして、規定の整理がされているか、管理体制はどうかなど、また、市のシステム上については、主なセキュリティ対策、例えばバックアップがあるか、ファイアウォール等がどうなっているか等を確認します。

しかし、法令等に基づいて結合する場合は、オンライン結合の必要性や安全性について検討がなされた上で立法化されているものであり、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいと考えます。また、他の実施機関と結合する場合は、そもそも市内部との結合であるし、狭義の国等と結合する場合は、行政機関個人情報保護法等を踏まえた厳しい個人情報の取扱いが定められており、通信回線を経由した不当な利用や改ざんがなされるおそれはないことから、これらの場合についても、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいといえます。

さらに、条例制定当時と異なり、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められていることを理由に、国の通知はオンライン結合の規制を緩和するよう求めてきています。

なお、他の政令市及び近隣の都道府県の条例において、全てのオンライン結合について事前に審議会の意見を聴くとしている都市は、23都市中4都市のみです。

法令等に基づく場合は聞かなくていいとしている政令市は20市中11市あります。都道府県では、47都道府県中27が法令等に基づく場合、聞かなくていいとしています。また、国等の場合は、聞かなくていいとしているのは、政令市の場合は大阪市だけです。都道府県の場合では8団体あります。そもそもこの規定がないという自治体は、政令市の中で1市あって、都道府県では5団体あります。

よって、法令等に基づいて結合する場合及び他の実施機関又は狭義の国等と結合する場合は、審議会への事前の諮問は不要としたいと考えています。しかし、一方で、これらの場合についても、オンライン結合の状況について審議会が把握し、必要に応じて運用について意見をいうことの必要性も認められることから、審議会に対しては事後に報告するものとしたいと考えます。事前審査は、結合の是非や結合の相手方が問題ないかを実態的に審査する必要があるというものだけに絞りたいというのが趣旨です。一律に全部聞くというよりは、時代に合った選択と集中をして、効率的な事務を進めていきたいという考えがあります。

資料1-5は各市の規定ですが、規定ぶりはさまざまです。全て審議会に聴かなければならないとしているのが、政令市だけで見ると千葉市、相模原市、名古屋市、熊本市の4市です。例外を除き事前諮問としているのが14市あり、例外の内容としては、①法令等に基づく結合、②他の実施機関、狭義の国等との結合等があり、法令等に基づく結合を除外しているのが10

市あります。それに国等との結合というのを加えているのが大阪市であるといった状況です。先ほど申し上げたように、国等を除外しているのは、都道府県だと8団体あります。

(本澤会長) 条例第10条第3項についての改正案の説明がありましたが、この点について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(平川委員) 個人情報保護が厳格化する中で規制を緩和していく方向にあるわけですが、他都市の方向としては、緩和する方向でこのようになってきているのですか。

(小柳市政情報室長) 通知を受けて条例改正をしているところは政令市ではまだ少ないです。その中で、大阪市が条例改正をしたときに、この「国等」というのを入れたところなんです。他の市がどうするかというのは、オンライン結合については、あまり情報交換をしていないというところがあります。

(平川委員) そうですか。法令等に基づく場合は、これはもう当然、法令等に関わることでいいと思いますが、それ以外の場合については、他都市もだんだんと緩和する方向になっているのか、その辺が重要なところではないかと思います。一方においては、個人情報というのは非常に厳正な取扱いをする必要があるとしていますから、それとのバランスを、どちらの方向にあるのかということを考えて、私たちが調査しなければならないと思います。

(谷本委員) これは、事前にご説明いただいた時も気になっていたのですが、他の実施機関又は狭義の国等と結合する場合について、少し心配な点があります。他の国等につきましても、いろいろなレベルの組織があります。政府そのものというレベルもあれば、他の地方公共団体のさらにその傘下である法人等もあります。その中におきましては、セキュリティがどこまでしっかりしているか、そのレベルが心配にならざるを得ないところがあったら嫌だなと考えます。そういったところについて、いわゆるサイバー攻撃とかハッカー対策について本当に大丈夫かというのが、素人的に気になる場所です。それらにつきましても、全て後で報告すればいいとしていいものでしょうか。特に頂戴した資料の5の中で、②の部分について認めているところが大阪市のみと読めます。今の平川委員のお話にもございましたように、いろいろなレベルの組織があり、かなり早い段階で先頭ランナーのレベルに近づいてしまいますので、それでいいのかなというのは気になる場所ではあります。

そのあたり、審議会場でそういった他の団体について、レベル感まで審議することはしないかもしれませんが、事前審議という格好にすることによって、慎重な対応を図ることができるようになれば、意味があるのかなと思います。セキュリティのご担当の方にご意見をいただければ幸いです。

(下井副会長) ちなみに、この国というのは独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人、それを全部含めて国等と言っているわけですね。

(小柳市政情報室長) そうです。国等につきまして、特に県とのオンライン結合というのが今後、増えてくると考えます。なぜかという、様々な分野で広域化が進んでいまして、国保や、防災や、森林の整備、管理など、市域を越えて行かうものも増えてきており、今では国や県とそのつど電送で共有したりしています。恐らく、これからリアルタイムで情報共有するためにオンライン結合が増えてくると考えます。そういう中において、機動性を確保したいという考えがあります。

また、国等の中には小さい市町村もあるという部分については、現実的にそういったところと結合するということがあまりないというのがあります。仮にそうだとした場合、そこだけ除くというような規定も難しいと考えます。審議会で、結合先が問題ない相手方かと審議するときも、結局規程が整備されているかとか、どのような管理体制になっているかとか、そういった形式のところを見る以外になくて、そうするといくら小さい市町村であっても形の上ではみんなきちんとしています。そうなってくると、事前審査にしたからといって、国等というくくりの中では問題ないという判断になってしまうため、事後報告という見張り番を置くというところで、うまく落としどころにならないかと考えております。

(本澤会長) 具体的に今後、年間多数のそういう案件が見込まれるのですか。

(小柳市政情報室長) 現段階では電送の形で少しずつ広域化が進んでいます。

(横田委員) 電送とはどういう意味ですか。

(渡邊主査) 例えば、千葉市から県のサーバに電子データを送信するというのが電送というものです。県が各市町村の情報を集めて、各市町村がそれを共有できるような形です。これがオンライン結合に当たるのかというような問題になってきますが、オンライン結合は、結合先である県や他の市町村が、随時千葉市の情報を閲覧できるような形になるものであると条例では規定しているので、千葉市から情報を送信しない限りは共有できる形にならないものは、ここでのオンライン結合には当たらないため、電送という言葉で説明してきているところです。

(横田委員) でも、それだけタイムラグが生じてしまうというのが現状の問題だということですか。

(小柳市政情報室長) そうです。1か月に1回や何か月に1回ということで更新していくのですが、これからリアルタイムの情報を見る必要がある時代になってくると、オンライン結合というのは普通になってくると思います。

(横田委員) オンライン結合について、情報法制に詳しい先生方に意見を伺ったところ、既にオンライン結合の規定が存在することだけで、各種の情報連携から、自治体の介護であるとか医療であるとか、そのような官民そろって情報をリアルタイムで共有しなければならない枠組みから自治体を外すという動きが、全国的にも既に見られているところであるというご指摘がありました。もちろん、今回の審議の範囲内で法令等に基づいて結合する場合がありますので、例えばですが、次世代医療基盤法であるとか、法令上必要性があって、かつそれは民間と国等も含めて結合する必要性があるのだということであれば、法令で上書きされるので問題ないようにも思います。恐らくはそのような、緊急時か緊急時でないかわからないけれども、オンライン上で結合しておかないと広域マップが表示できないであるとか、そのような問題が今後出てくるものと思います。

ですので、今回、実は一番急進的な議論をしていたのは私にして、この規定は廃止すべきではないかという議論も当初持っていたところです。法令等での例外と、実施機関等を公的なものに限るといった範囲でしばらく運用してみて、できたら徐々にオンライン結合を他の個人情報保護上の枠組みと切り離すというような考え方自体が、もう時代遅れなものではないかと私自身は思っておりますので、その点も踏まえてご審議いただければと思います。昨今の情報のリアルタイム化から、自治体現場がどんどん切り離されていること自体に私としては危機感を持っ

ておりまして、ここで守ろうとしている価値が本当にほかの公益や革新的な仕事等の妨げになっていないかというものを、この規定存在自体から注視しているものでもあります。

この辺りについて、ほかの部局等でオンライン結合の必要性について、わかりやすい具体例とかはありましたか。

(渡邊主査) 情報部門に聞いてみましたが、現時点でオンライン結合の制限の規定があるから不都合が生じたというものは、特にはないそうです。

(横田委員) では一度この報告義務という形に格下げをしてみて、どれぐらい利用があるのかということも含めてということになりますかね。

(渡邊主査) はい。

(本澤会長) 今は一応事前に審議会にかけるということですが、これを外した場合、実際自治体や公共団体と結合したいというときに、相手が本当に大丈夫かについて、市内部でのチェック体制や監査などはあるのですか。

(渡邊主査) オンライン結合はかなり大きなものになりますので、基本的にシステムの開発協議というものを情報部局で行うことになります。それは条例や規則ではございませんが、電子情報処理規程という訓令がございます、こちらで各担当の局長が、システム開発を行うような場合には、事前にCIO補佐監に対し、現在は総合政策局長ですが、そのシステム開発について協議をして、CIO補佐監の承認を得なければならないとなっております。

具体的な事務を行う情報経営部の中では、情報システム課情報セキュリティ管理室とも連携をしながら、セキュリティ対策はきちんとされているかということを確認した上で、承認を出しているということになっております。そういった形で、行政内部ではセキュリティ対策というのは、きちんと行っているところでございます。

(下井副会長) 専門家のご意見をお伺いしたいのですが、中村委員、いかがでしょうか。

(中村委員) 基本的に今お話が出たように、オンライン結合するときは相当なレベルで考えるわけですね。他の個人情報のように、例えばUSBメモリを誰かが渡すとか、そういう手続ではありません。審査は恐らく、相当綿密にやりますし、オンラインのシステムを作るときは、作るといって1週間後にできますという話ではありません。すぐにできるという話ではないので、別に事前に審議会をやってもいいと思うし、どちらでもいいと思います。ただ、あまり価値がないですね。このこと自体が要るのかと私は思いますけれども、あったほうがいいでしょうから、一応置いておくということではないかと思えます。

(栗原委員) 一市民での立場の話で中村委員のお話を伺って、なくなるということよりも、一つの段階として格下げにして、様子を見るということあたりでいいのかなと特に感じました。

(本澤会長) ほかに何かございますでしょうか。

(下井副会長) 技術的なことですが、資料1-3の第10条第2項の改正案を見ると、「国等」の「等」は解釈に委ねられていますよね。資料1-3の下の方にいくと、「国等」の意義として(1)から(5)まであって、(5)が地方公共団体及び地方独立行政法人に準ずる団体としています。第10条第3項のほうは、国等とはせずに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人としていて、こちらは地方公共団体、地方独立行政法人に準ずるものは入っていないですね。第10条第2項と第10条第3項の定めがこのように違うのは、

あえてこうしたのですか。

(小柳市政情報室長) あえてそうしました。

(平川委員) 「これらに準ずる団体」というのを外すために狭義にしたのですか。

(小柳市政情報室長) 狭義のほうが、行政機関等個人情報保護法又は条例の規定を直接受けることになります。

(横田委員) そうであれば、その旨をきちんと書いてしまうという手もあって、「行政機関等個人情報保護法の適用を受けている団体」という書き方もあるのかなと思います。

(下井副会長) この問題は国ではなくて、むしろ地方ではないですか。

(横田委員) ここでまた「2000個問題」が出てくるわけですが、他の自治体における個人情報保護法制のレベルをどこまで信用するかという話が出てくるような気がします。先ほどの考え方からすると、少なくとも民間よりは強固の規定を置いているであろうと期待される、それらの条例等による団体も入れていいのではないかと思います。

(下井副会長) 第10条第2項のほうは「国等」として、その「等」は専ら千葉市の解釈に委ねられているわけですよ。第10条第3項のほうは、解釈の余地がないわけですよ。あえて言えば「独立行政法人等」ですけども、これは比較的明確です。同じ第10条の中で、しかも同じその結合先というか提供先の定め方を、ここまで変えるのは、条文の定め方としては奇異な感じがします。

(小柳市政情報室長) 第2項は提供という1回限りのものですが、オンライン結合は継続するものですから、その辺で違いがあるのではないかと考えています。

(中村委員) 何となくわかりますよね。資料1-3で言う、これらに準ずる団体は、確かにそう言われると、こういうところがまずオンライン結合するののかというのもあると思います。

(下井副会長) しかし、国民健康保険基金などありますよね。結構あると思いますよ。

(横田委員) 要するにセキュリティがしっかりしているから提供というよりは、国等との結合の場合には公益目的であることが見込まれるものであるから、という意味づけでもよいのではないかと思います。営利企業等に提供するのは、さすがに審議会を通させていただきたいですが、そうではなくて一定程度の公益目的が見込まれる団体であれば、事後報告でも構わないけれど、一方でセキュリティはきちんと確保してくださいという整理になるのではないのでしょうか。

(中村委員) 「国等」という名前を使うときに、「等」だからといって裁量性があるという話があったかと思いますが、裁量性は基本的にないです。この国等についても、この前段の条文できちんと国等の定義規定を置いています。第7条第2項第8号ですかね。

(渡邊主査) 皆様の机上に配付しております個人情報保護条例の手引(その1)の38ページの(8)に、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体」という「国等」の定義規定がございまして、手引きの41ページ(1)のAに、「これらに準ずる団体」の解釈について記載しています。

(下井副会長) 第10条第3項の案で「国等」としなかったのは、あえて、その他これらに準ずる団体を外すという明確な意図があったわけですね。

(小柳市政情報室長) そうです。

(本澤会長) よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

(なし)

(本澤会長) 特にならなければ、こちらの案件については、一旦以上で終了しまして、諮問に対する審議会としての答申を考えるというところですが、事務局の答申案はあるのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 答申案をお配りします。配り終わりましたら、答申案を読み上げまして、修正箇所があったら修正していきます。

(答申案の配付)

(小柳市政情報室長) 諮問に対する意見の部分を読み上げます。要配慮個人情報の定義等に係る規定の改正について、条例において、要配慮個人情報を定義するとともに、個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報の有無を明記し、公表することが適当である。社会情勢を踏まえて要配慮個人情報とすべきものとして、市が独自に要配慮個人情報で規定することが必要であるということで、説明としては、アは既に説明した内容と同じです。イは、なお要配慮個人情報の内容は、行個法等で定められたものに限らず、例えば、性的指向など社会情勢を踏まえて要配慮個人情報とすべきものについては市独自に規定することが必要であると案には記載しましたが、先ほどの議論とは少し違うところです。

(本澤会長) 先ほどの意見交換の中では、市が独自に要配慮個人情報とすべきものを規定することについて適当なのか、検討が必要ではないかという話が出ましたが、この答申としては、市が独自にとという部分をいかがいたしましょうか。

(下井副会長) 必要であると言ってしまうと、規定しろ、必ずやれということになってしまいます。私の考えを申し上げますと、社会情勢を踏まえつつ市が独自に要配慮個人情報を定めるべきかどうか、その要否について検討すべきであるとしたらいかがでしょうか。そもそも独自で規定すべきか、そのこと自体が検討対象だと思います。よって、「市が独自に要配慮個人情報として規定すべきものがあるかどうかについて、社会情勢を踏まえつつ」、文書の前後は考えていただきたいですが、「その要否を検討すべきだ」となります。

(本澤会長) そうすると修正案としては、2項目の「社会情勢を踏まえつつ要配慮個人情報とすべきものについては、市が独自に要配慮個人情報として規定すべきものがあるかについて検討することが必要である。」ということですね。

(小柳市政情報室長) わかりました。

(下井副会長) 市が検討するときには社会情勢を踏まえるので、「社会情勢を踏まえて」というこの文言が最初に来るのは、私はちょっと違和感があります。

(本澤会長) 要配慮個人情報とすべきものについては、社会情勢を踏まえつつ市が独自にと、以下は先ほど申し上げた、そういう形でよろしいでしょうか。

(下井副会長) はい、それでよろしいかと思います。

(小柳市政情報室長) では、次のページ、電子計算機処理の制限の規定に係る改正についてです。千葉市長からの諮問に記載される以下の修正案は妥当であると認められる。条例第10条第2項の規定を改め、電子計算機処理に係る個人情報を国等に提供しようとする際に本審議会への諮問を不要とし、当該提供を行ったときは本審議会には事後に報告するものとする。

これについての説明ですが、アの方は、先ほど申し上げた説明をそのまま記載しているという形になります。

もう一つの方ですが、四角の中の二つ目、条例第10条第3項の規定を改め、個人情報を提供するための通信回線による電子計算機機器の結合（以下「オンライン結合」という。）を行う場合であって、法令等に基づいて結合するとき、又は他の実施機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と結合するときは、本審議会への諮問を不要とし本審議会には事後に報告するものとする。ここで、先ほどの議論の「国等」にするかどうかということが問題になります。

(本澤会長) 先ほどもいろいろ「国等」という言葉の使い分けということでご意見があったかと思いますが、いかがでしょうか。

(下井副会長) 「国等」でいいのではないのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 確かに分けて書いたときに違和感がありました。

(横田委員) 提案ですが、今の修正を反映するのであれば、まず本文を「他の実施機関若しくは国等」に直すということと、こちらの説明書のところで矛盾が生じるため変更すべき点は、(ウ)の国以下のところですね、「結合する場合は、行個法等を踏まえた・・・」という説明のところ。ここを他の国等の説明、すなわち公共性のある事務等という説明に直すということが考えられます。(エ)はそのままで、(オ)は最後の文を国等に変更するということになると思います。少し位置づけが変わりますが、他の委員の方のご意見はいかがでしょうか。とりわけ(ウ)の説明の内容が実質的に変わります。

(渡邊主査) 実はこの答申案を作成する際、第10条第3項については色々なご意見が出ると思います、場合によっては審議会として積極的に事務局案が適当であるというような結論は難しいと考えていました。そのため、この答申案の書き方が、事務局が示した改正案は妥当であるというような書き方にしています。だから、この記載はあくまでも事務局側の案の説明ということでそのままにした上で、なお、これらに準ずる団体についても、こういった理由から事後報告として差し支えないと考える、というような書き方もあるのではないかと考えています。

(横田委員) 文章を一部修正するから前書も多少変わるのではないですか。

(小柳市政情報室長) 前書自体もなくすということですか。

(横田委員) はい。以下のように説明がなされたというように書いた上で、アについては妥当であるが、イについては一部このような意見から内容を修正すべきとの答申がなされたというような、そういう書きぶりになるのではないのでしょうか。

(本澤会長) そうすると、国等という定義をそのまま使うか、今のこの例の書き方にすることも含めて、こちらでは議論がありましたので修正し、国等に統一するべきではないかという議論、意見もあったという答申にするという、そういうことでしょうか。

(横田委員) その点で、むしろ他の委員の先生方に伺ったほうがよくて、もしまとめられるのであれば、国等のほうに変更する内容を今の最後のところに書くようになりますし、両方併記の形をとるのであれば、そのように書いていただくとよりよしいと考えます。

(本澤会長) その国等という言葉を使い分けた場合、準ずる団体というのをどうするか、何かお考えはございますでしょうか。なかなか実際の具体的などころが見えてこないという面もある

かもしれません。

(中村委員) 今、具体的なところが見えてこないというのであれば、現状のままだでもよろしいのではないのでしょうか。そういう具体的なものが出てきたときに、きちんと審議をして、それが何回か通れば、こういうところと結合してもいいという話になるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。今のこのままで、国等にまで事後報告でよいとはしなくて、具体的にこういうところがといったものがあればいいと思うのですが、ないのであればこのままの規定で、そういうところが出てきたときに審議するわけですよね。

(本澤会長) はい。

(中村委員) それで、そういうところも入れれば、もう安心だというのであれば、実際に改正をするというのでいいような気がするのですが、面倒でしょうか。

(横田委員) 今のこの2での違いですけれども、ある程度、公共性のある団体が旗振りで、オンライン結合をして事務の効率化を図るといような案が出てきたときに、審議会が迅速に開催されることが、企画化のレベルまで浸透していれば差異は生じないのですが、もしこれを変更しないままにしておくと、先に審議会を通さなければいけないのでということで、千葉市だけその枠組みから外れるという可能性も出てくるのではないかということが多少、差異としては出てきます。なので、私自身としては、一定程度の広域性のある団体が、そのような音頭をとっているような場合は、オンライン結合を認めてよろしいのではないかと思います。ただ、そのような場合に、そのオンライン結合をする範囲が本当にそのような団体に限るのかどうかというのは、また難しい問題があると思いますので、事前規制か事後規制かによって、そのような発案等をどこまで阻害するかについては、確かに不確かではあると考えます。規定ぶりをここまで詳細に書き分ける必要性が、そこまであるかどうかも含めてご検討いただければと思います。

(本澤会長) いろいろお考えはあるかと思いますが、いかがいたしましょうか。この場でどちらにするか決めるのは、なかなか難しいですね。

(下井副会長) 少々議論が錯綜している気がします。他の準ずる団体と結合していかどうかを議論しているのではなくて、要するに事前の意見があるのか、事後報告でいいのかという話ですよ。だとしたら、本日の話からすれば、事後報告でいいのではないかというのが全体的な傾向のようにも思われます。そうであれば、ここも「国等」にしてしまえば、他の条文ともそろいます。先ほど先生がおっしゃったように、どちらでもそれほど変わらないのであれば、わかりやすさという意味でも、統一したほうがよろしいのではないのでしょうか。

(中村委員) スピード感という点では、例えば、災害が起こったときに提供するかという場合、恐らく審議会は開けないと思いますが、先ほど言ったように、オンライン結合は、「今からオンライン結合しますよ」と言ってすぐにできるものではないので、審議会を開いてもいいのではないかというのが私の意見です。

(下井副会長) 単なる提供とオンライン結合と同じレベルで論じてはいけないということですよ。

(中村委員) 相当綿密にやらないと、オンライン結合はできない話なので、スピード感は違うと思います。それに対して、例えば災害が起きたときに、こういう情報が欲しいと言われたとき

に、他の団体にも来るかどうかというのは、スピーディさは確かに求められると思います。

(横田委員) 多分、見ている段階が違って、私は発案段階で審議会を通さなければいけないのであれば、千葉市はやめておこうと言われるのを懸念しているので、そういう意味では少し位相が違う話をしています。

(井原委員) 皆さん、「国等」でというので一致しているような気もするのですが、中村委員も、別に「国等」でも構わないという趣旨ですよね。

(中村委員) 構わないです。

(横田委員) 性質上の違いを専門家の観点からおっしゃっていただいたのですよね。

(井原委員) あとは答申案の書き方の問題のような気がします。

(中村委員) 市民の方々が不安に感じるという話もあったので、そういう点でもこのままでもいいという話だけで、私は国等で統一して、事後報告でも構わないと思っています。

(本澤会長) では一旦ここを「国等」とした上、例えば、ただし、その提供範囲については慎重に検討するとか、そういう言葉をつけるかどうかでしょうか。

(小柳市政情報室長) 頭書も削除して、次のページの(ウ)も、横田先生のおっしゃったように直していただくというのが、すっきりしていてよろしいと私は思います。

(下井副会長) それに加えて、オンライン結合を個別にやるかどうかを考えると、慎重に考えなさいとつけ加えたほうがよろしいのではないかとというのが、会長の今のご発言なので、それは入れたほうがよろしいのではないのでしょうか。

(小柳市政情報室長) わかりました。

(本澤会長) 今の内容を整理しますと、この答申案の1点目はこの内容でよいとして、特にご意見ないと思います。2点目は、「国、独立行政法人等」と書いてあるのを「国等」とし、この国等と結合するときは、この審議会への諮問を不要とし、事後報告するものとするということですね。

それでは、答申案のその四角の部分が今言ったような形で、また、説明についてもいろいろと変更があるかと思しますので、そこはまた確認していただくということをお願いします。

(栗原委員) 文言のことでいいですか。上の四角の中の文末ですけれども、「当該提供を行ったときは事後に報告するものとする」という書き方で、次の文末のほうは、「結合するときは」と記載されています。事後に報告ということには書いてあるのですが、言い方が違っているのは何か特別なものがあるのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 「諮問を不要とし」というのが前後に、位置が違うのでこうなってきたわけです。

(渡邊主査) 一つ目の点も「国等に提供しようとする」、ここは「しようとする」と言い方をしています。しようとするための諮問を不要とし、この次は完全に事後の報告に関する説明になるので、「行った」という理由の書き方です。でも次は、「本審議会への諮問を不要とし、事後に報告するものとする」とつながってしまっているので、「本審議会への諮問を不要とし」というものにつなげるために、「するとき」という、あらかじめのような書きぶりにしていて、その違いです。

(栗原委員) 諮問を不要とし、言うなれば結合したときは事後にというような意味というふうに

捉えてよろしいのですか。

(渡邊主査) はい。

(中村委員) でも、「結合したとき」と言ってしまうと、常時結合しているわけだから、やはり「するとき」でいいのだと思います。一々、誰が結合したというのを報告しなければならないとなったら大変です。

(栗原委員) そこがオンライン結合の場合には、特別なこうだというような意味があるのかなと思ってお聞きしました。

(中村委員) アクセス履歴を出すという話ではないですよ。結合するときに報告するとなると、それこそ情報システム課がやっているように、何時何分に誰が結合したというのを全部出すことになってしまうから、そうではないですよ。

(小柳市政情報室長) はい。

(中村委員) だから、「するとき」でいいかと思います。

(栗原委員) そうすると、事後という言葉が何か浮いてきませんか。「結合するときは不要とし、事後に」とは、何の事後だということにならないでしょうか。

(横田委員) 開始後ではないですか。

(下井副会長) 「開始するときは、諮問を不要とし、事後に報告」であれば、開始の事後ですから日本語としては通るのではないですか。そうすると、文章にしないと何とも言えないですが、その上の「行う場合であって」も「開始する場合であって」でしょうか。

(中村委員) 結合を開始する場合であって、ですね。

(下井副会長) 開始であれば、その後、継続するというニュアンスが入ってきますね。そうすると、その後を直さなければならぬかもしれません。

(本澤会長) その後の字句修正は、本日この件のご指摘を踏まえて、正副会長のほうで確認をさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(本澤会長) では、こちらの答申案の議事については終了いたします。

報告 平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(本澤会長) 次に報告事項、平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告を議題といたしますので、こちらのご説明をお願いいたします。

(渡邊主査) 平成29年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告について、ご説明いたします。ご説明は資料2に沿って行います。別途、資料3の情報公開・個人情報運用状況報告書は適宜参照していただいて、基本的には資料2でご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

では資料2の1ページから、こちらは平成30年7月20日に公告をしたものでございまして、情報公開条例及び個人情報保護条例の昨年度の運用状況について公表したものでございます。大きく分けて、情報公開条例の施行の状況、個人情報保護条例の施行の状況、そして、本審議会の運営状況に分かれておりますので、順次ご説明いたします。

まず、情報公開条例の施行の状況でございます。

(1) 開示請求の件数及びその処理状況でございますけれども、2ページに合計が記載されております。昨年度は295件の開示請求がございました。そのうち、公文書の全てを開示した決定の件数が69件でございます。一部を黒塗りなどして、その他の部分だけ開示をしたというものが部分開示決定で、172件でございます。公文書を一切開示しないという不開示決定の件数でございますが、9件が不開示情報であるから全てを開示しなかったもの、27件が存在等ということで、そもそも開示請求に係る公文書がなかった場合、あるいはあるかないかも答えられないという、そういった場合です。合計36件が不開示であったということでございます。

開示請求がされましたけれども、その後、別途情報提供をしたなどの事情によって取り下げされたものが45件でございます。

なお、平成28年度は273件の開示請求がございましたので、29年度は前の年に比べると少し増加しております。資料3の運用状況報告書では、27ページから49ページまでに、その具体的な開示請求の内容が記載されております。

(2) 不服申し立ての件数及びその処理状況でございます。

こちらは、公文書開示請求について、先ほど部分開示決定や不開示決定など、一部不開示とするものがあると申し上げましたが、その不開示について、不服がある場合には審査請求ができることになっております。その不服申し立ての件数がこの(2)に記載したとおりでございます。アの不服申し立ての件数として、28年度からの継続案件が2件、29年度に新たに出されたものが5件ございました。その処理状況、こちらは29年度末時点での処理状況でございますが、裁決まで終わった、つまり完了したものが3件、途中で取り下げられたものが1件、情報公開審査会に諮問、こちらは不服申し立てがあった場合には審査会に諮問した上で裁決することになっておりまして、その審査会に諮問中であつたものが3件でございます。ただ、こちらは29年度末時点の状況で、現時点では既に裁決まで2件が終わっており、残りの1件も審査会の答申が終わって、実施機関における裁決をこれから行っていくところでございます。こちらは資料3の運用状況報告書では50ページと51ページに細かい内容が記載されております。

次に(3)情報公開審査会の運営状況でございます。こちらは29年度における情報公開審査会の運営状況でございます。会議は全部で9回行われました。なお、28年度が4回でしたので、昨年度は情報公開審査会の回数が多かったところです。諮問がなされた件数は新規案件として5件、そして、諮問に係る処理状況といたしましては、29年度末の時点では、答申が終わったのが2件、審議中が3件ございましたが、こちらは先ほどご説明したとおり、現時点において全て答申は出されております。

続きまして(4)附属機関の会議の公開に関する状況でございます。地方自治法の規定に基づいて条例等で設置された附属機関につきましては、原則として会議を公開することとしております。その会議の公開に関する状況のご報告ですが、アの情報公開条例第25条の規定の対象となる附属機関の数は全部で214機関でございます。こちらは、運用状況報告書では55ページから69ページまでに附属機関一覧を載せているところでございます。そのうち、全部又は一部を公開した会議は208回ございました。

次のウの非公開とする附属機関でございますが、附属機関のうちその取り扱う情報の性質から、原則として非公開としなければならないもの、個人情報を取扱うものなどございますので、そういったものが57機関ございます。

次のエの全部を非公開とした会議ですが、こちらは原則公開でありながら、結局その会議で取り扱う情報の性質上、全部を非公開とした会議は17回ございました。

次に(5)と(6)、こちらは関連がありますので、一括してご説明いたします。指定管理者や出資等法人、いわゆる外郭団体などと言われているものになりますが、それらにつきましては、情報公開条例で、情報公開に関して必要な措置を講ずるものとするという規定がございます。それに基づきまして、市と同じように保有する文書について、開示の申し出があれば、開示をするというようなことしております。

(5)は指定管理者に対する文書開示申出の件数ですが、昨年度はスポーツ振興財団に対して1件の開示申出があり、全部を開示したところでございます。

(6)の出資法人に対する文書開示申出につきましては、全部で4法人に対して合計11件の開示申出があり、それぞれこの表にお示ししたとおり処理をしたところでございます。

情報公開条例につきましては以上でございます。

続きまして、個人情報保護条例の諮問の状況についてご説明いたします。

まず(1)個人情報取扱事務の届出状況についてですが、こちらは市において個人情報を取り扱う事務を行う場合には、一部職員の個人情報など例外はございますが、原則として市政情報室に届出をしてもらうことになっております。そして市政情報室は、目録の形で市全体の個人情報を取り扱う事務について公表しているところです。実際に平成29年度における個人情報を取り扱う事務の届出状況がこの表でございまして、平成29年度末時点で市政情報室に届け出られている個人情報取扱事務の件数が1,937件でございます。

次に(2)開示請求の件数とその処理状況です。先ほどは公文書の開示請求についてご説明いたしました。こちらは個人情報の開示請求、つまり市に対して自分の個人情報を開示してほしいという請求になります。その個人情報開示請求の件数といたしましては、この表に記載のとおり、29年度は合計80件の開示請求がございました。なお、平成28年度は201件ということで、こちら例年よりも多い件数でした。そのうち処理件数といたしましては、全部開示決定したものが26件、部分開示決定したものが34件、不開示決定は41件ございますが、そのうち1件だけがその内容から不開示情報とすべきもの、それ以外の40件は、請求はあったけれども対象情報はありませんといった不存在等を理由とするものでございます。なお、取下げは16件ございました。

次に5ページにまいりまして、(3)訂正請求の件数でございます。こちらは開示を受けた個人情報を見て、この情報は事実と異なっていますといった場合に、市に対して訂正を求める請求です。こちらの訂正請求の件数といたしましては、平成29年度は2件ございました。なお、平成28年度は1件でございまして、毎年度件数としては1件、2件程度のものになります。こちら2件の訂正請求につきましては、不訂正決定ということで2件処理がなされたところでございます。今、ご説明した開示請求と訂正請求の具体的内容につきましては、運用状況報告書の129ページから136ページまでの表でお示ししているところでございます。

次に（４）利用停止請求の件数でございます。この利用停止請求というものは、千葉市において個人情報保護条例に違反した個人情報の取扱いがなされているような場合に、その個人情報の主体である本人から利用停止や削除を求めるといった請求ですが、平成２９年度においてはございませんでした。

次に（５）不服申立ての件数です。情報公開と同じように個人情報開示請求に対しても、その決定に不服がある場合には審査請求を行うことができます。その不服申立ての件数でございますが、２８年度からの継続案件として１件、また２９年度に新規で出された案件として１１件ございました。その処理状況といたしましては、平成２９年度末時点で裁決済みが４件、審査会に諮問中が２件、審査会に諮問する前の段階で市の内部において検討しているというものが６件ございましたが、現時点では審査会に諮問していた２件は全て裁決まで終わりました。諮問準備中であった６件につきましては、そのうち２件について、実施機関、具体的には教育委員会になりますが、もう一回検討し直した結果、自ら行った決定が妥当ではなかったということで、取り消したものが２件あり、審査会に諮問されたものが４件ございます。

次に（６）個人情報審査会の運営状況です。こちらは２９年度における個人情報保護審査会の運営状況でございます。会議は６回ございました。なお、２８年度は１回も開催されておりませんでした。諮問の件数は、２８年度からの継続案件として１件、新規案件として２件あり、諮問に係る処理状況といたしましては、２９年度末で答申まで終わったものが２件、審議中であったものが１件でございますが、こちらは既に答申がなされて裁決まで終わっております。

次に（７）簡易な手続による開示の実施状況についてです。こちらは、一定の個人情報について、あらかじめ告示することによって、より簡易な方法により開示を求めることができる制度でございます。主に教育委員会の高等学校における入学試験の得点や調査書などについて、この告示により簡易な個人情報開示ができるものとしておりまして、実際に高等学校における学力検査の点数について、この表に記載したとおり簡易開示がございまして、３，７７６人の対象者がいて、実際に利用した方が１，７４６人で、４６．２％の方がこの簡易開示を利用したというところでございます。

次に（８）と（９）ですが、こちらは先ほど情報公開でもご説明いたしました指定管理者と出資等法人に関するものでございます。個人情報につきましても、やはり市と同じように措置を講ずるとしており、個人情報開示申出の制度は各出資等法人で設けられているところでございます。２９年度につきましては、指定管理者に対する個人情報開示申出の件数が３件で、いずれも部分開示決定をしたところでございます。出資等法人に対する個人情報開示申出は、２９年度はございませんでした。

最後の３番、この審議会の運営状況についてです。平成２９年度の本審議会の運営状況は１回で、昨年８月３１日に開催いたしました。その審議内容といたしましては、先ほど条例改正のところでご説明もいたしましたけれども、個人情報保護条例の一部改正について諮問、審議していただいたものが１件、そして、改正内容に係る調査審議の方針について審議していただいたものがございまして、また、この場での報告と同じように、昨年度もその運営状況の報告をしたところでございます。

千葉市公告につきましては以上でございまして、次に7ページでございまして。こちらは個人情報
の本人外収集についての報告でございまして、条例上、原則として個人情報は本人から収集
することになっております。その中で審議会にあらかじめ意見を聞くことによって、本人外収
集できる場合がございますが、平成18年3月31日の審議会において、ある類型に該当する
個人情報については、改めて審議会の意見を聞かなくても本人外収集してよい、ということに
なっております。ただ、その場合には、審議会においてその内容の実績を報告すること、とい
う答申がありましたので、それについて報告するものでございます。

平成29年度、この類型に該当する本人外収集といたしましては、7ページに記載したとお
り、栄転、表彰等の選考や案内状等の送付、また防犯カメラ、こちらは29年度に新たに設置
したものでございますが、この表に記載のと通りの本人外収集がございました。

続きまして、8ページと9ページにまいります。本人外収集と同じように、目的外利用、目的
外提供につきましても、原則として禁止されておりますが、審議会に意見を聞くことによっ
て目的外提供をすることができる規定となっております。こちら平成18年3月31日の審議
会において、一定の類型に該当するものは目的外提供していいけれども、その実績を報告す
るようという答申をいただいておりますので、その報告でございまして。

平成29年度は、栄転、表彰等の選考、アンケート対象者の抽出、弁護士法の規定に基づく提
供、訴訟資料の裁判所への提出ということで、ここに記載されたものについて目的外提供を行
ったということでございます。

(本澤会長) 今、事務局のほうから報告がございましたが、この内容について何かご質問、ご意
見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

(本澤会長) では、こちらのほうは以上です。

その他、何か事務局からございますでしょうか。

(小柳市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法でございまして、後日、事務局で案を作成
し、皆様へお送りして、意見を頂戴いたします。そのご意見をもとに修正案を作成いたしま
すので、その確定については会長に一任ということよろしいでしょうか。

(本澤会長) よろしいですか。

(異議なし)

(本澤会長) それでは、ご確認いただいて、最終的にはこちらのほうで確定することにさせてい
ただきます。先ほどの答申案についても、細かい字句修正がございまして、こちらのほうで
検討して、議事録と同じようにご確認いただいて最終的な確定をこちらでさせていただきます。

(平川委員) 非識別加工情報制度というのは、これからそれを決められるわけですか。

(小柳市政情報室長) その制度を各自自治体でも検討しているのですが、国の中でも動きが定まら
ないところがありますので、それを見極めてからということになりそうです。

(平川委員) もう一つは、東京都で公文書の管理条例というのが制定を昨年されたと思うので
すが、他の自治体ではそういった条例はあまりないものですか。それから、千葉市でも、制定の
検討はされているのでしょうか。

(小柳市政情報室長) 総務課文書班で公文書管理条例の検討というのをしなければならぬと考

えているようです。

(平川委員)　　そうですか、担当が違うわけですね。情報公開と非常に関連している公文書の管理ですから、そういうことも今後検討していかなければならないのではないのでしょうか。

(小柳市政情報室長)　　今、国でも1年未満の保存期間をどうするかなど、様々な審議をしているので、おそらくそれを見据えてから作ろうと考えていると見受けられます。

(平川委員)　　そうですか。もう一つは、いただいた資料で、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律の中で、国のレベルでは情報公開と個人情報保護審査会というのは一本化されているのですが、先ほどの説明では、千葉市では情報公開審査会と個人情報保護審査会と2段階建てになっていますけども、それも統合する方向にあるのですか。

(小柳市政情報室長)　　今は統合する方向は考えていません。他の市では統合しているところもありますので、件数によってはそういうことがあるかもしれません。

(平川委員)　　国は一本になったのでしょうか。いただいた資料の55ページに、情報公開・個人情報保護審査会ということで、まとめて一本になっているような感じの表示になっています。

(下井副会長)　　国は同じです。両方担当しています。

(本澤会長)　　よろしいですか。他に何かありますでしょうか。

(なし)

(本澤会長)　　以上をもちまして、第22回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。